

NSD健康保険組合

第53回組合会会議録

- 1 日 時 令和1年7月30日（火曜日）
午後2時00分から3時00分
- 2 場 所 東京都千代田区神田淡路町2丁目101番地
株式会社 NSD 本社 役員会議室
- 3 会議の目的である事項
 1. 報告事項
 - (1) 理事長専決事項について
 2. 議案
 - (1) 第1号議案 平成30年度事業報告に関する件
 - (2) 第2号議案 平成30年度収入支出決算に関する件
 - (3) 第3号議案 平成30年度決算残金処分について
- 4 召集通知の年月日
令和1年7月23日
- 5 議員定数
14名
- 6 出席した議員の氏名及び数
 - (1) 選定議員

前川 秀志	石川 恒雄	川内 達夫	畑 正人
清田 聡	黄川田 英隆	小泉 真司	以上7名
 - (2) 互選議員

内山 一平	盛 清重	八木 清公	高橋 秀治
大上 敏行	前田 彩	以上6名	

(欠席：森本 康弘 内山議員を代理人とする委任状提出済み)

7 議事経過の要領

理事長が「議長」となり、午後2時00分参集の議員が定足数を満たしたので、今回の組合会が有効に成立すると認め、開会を宣した。

「議長」は、今回の会議録の署名者について次の2名を選任したい旨諮ったところ、全員が承認した。

選定議員	小泉 真司
互選議員	大上 敏行

1) 報告事項

「議長」は報告事項について説明するよう「常務理事」に命じた。

理事長専決事項について「常務理事」より資料に基づき次のとおり説明がなされた。

(1) 理事長専決事項について

以下は緊急を要する事項のため、理事長専決処分とした。

前回組合会以後に発生した予算変更1件について報告した。

①平成31年3月 平成30年度予算流用の件

担当者の昇給による月次支給額増や賞与支給額増により予算策定時の想定以上の費用支出があり、役職員俸給、役職員諸手当で予算不足が発生したため雑役務費より夫々、585千円、958千円を流用した。

平成30年度 NSD健康保険組合支出変更予算（一般勘定／支出）

予 算		予 算 説 明					
科	目	変更 予算額	種 目	変更 予算額	既定 予算額	増 減	算出の基礎
事務所費		54,641		54,641	54,641	0	役員俸給において予算不足が生じたため、
	俸給	10,887		10,887	10,302	585	不足分585千円を雑役務費より流用いたします。
			役員俸給	10,887	10,302	585	
	諸給	14,534		14,534	13,576	958	役員諸手当において予算不足が生じたため、
			役員諸手当	14,241	13,283	958	不足分958千円を雑役務費より流用いたします。
事務所費		54,641		54,641	54,641	0	上記不足分1,543千円を雑役務費から流用いたします。
	需要費	29,200		29,200	30,743	△ 1,543	
			雑役務費	5,546	7,089	△ 1,543	
支 出 合 計		2,024,681		2,024,681	2,024,681	0	

「議長」は、以上の報告について質問意見を求めた。

質疑はなく、全員が承認した。

2) 議案

「議長」は第1号議案から第3号議案について一括して説明するよう「常務理事」に命じた。

(1) 第1号議案 平成30年度事業報告に関する件
平成30年度事業報告にしたがい説明がなされた。

第1 事業概況

以下財政の概況について説明がなされた。

前年に引続き、平成30年度も保険料率82/1,000で予算編成を行い、一般勘定の収入については予算比25,316千円増の1,972,330千円、支出は予算比186,917千円減の1,760,097千円、残金は212,233千円となった。

介護勘定については平成29年度と同じ保険料率15/1,000とし、収入は予算比7,247千円増の189,248千円、支出は予算比42,227千円減の139,774千円、残金は49,474千円となった。

以下の保健事業について説明がなされた。

- ・総合健診（人間ドック）（35歳以上の被保険者、被扶養者）
- ・特定健康診査・特定保健指導（40歳以上の被保険者、被扶養者）
- ・重症化予防／生活習慣病受診サポートサービス
- ・電話健康相談サービス
- ・後発薬（ジェネリック医薬品）利用促進

以下の適用業務について説明がなされた。

- ・被扶養者(家族)の認定状況の確認(検認)

適正な保険診療のため、検認を実施した。872件の調書を配付・回収し、主に収入が一定額を超えた者を中心に10件の資格見直しを行った。（被扶養者として既に認定された者が、引続きその資格があるかどうかを確認するもの。確認の結果、認定基準に抵触する場合は扶養から外れてもらう。）当局の指導もあり、今後は毎年実施する。令和元年は、配偶者と別居の家族についてのみ行う。

(2) 第2号議案 平成30年度収入支出決算に関する件

以下について説明がなされた。

(一般勘定)		(介護勘定)	
収入	金 1,972,330,799 円	収入	金 189,247,884 円
支出	金 1,760,096,914 円	支出	金 139,774,285 円
差引	金 212,233,885 円	差引	金 49,473,599 円

(3) 第3号議案 平成30年度決算残金処分について

以下について説明がなされた。

決算残金処分

(平成30年度)

①一般勘定

決 算 状 況		決 算 残 金 処 分	
収入決算額	1,972,330,799円	準 備 金	0円
支出決算額	1,760,096,914円	別 途 積 立 金	52,965,733円
差 引 残 高	212,233,885円	翌年度繰越金	159,241,000円
		財政調整事業 繰 越 金	27,152円

②介護勘定

決 算 状 況		決 算 残 金 処 分	
収入決算額	189,247,884円	準 備 金	1,688,599円
支出決算額	139,774,285円	翌年度繰越金	47,785,000円
差 引 残 高	49,473,599円		

「議長」は、以上の議案について質問意見を求めた。

質疑応答

八木議員：翌年度繰越金の繰越額に決まりがあるのか。

事務長：特に規定されてはいないが、支出がどのくらい上振れするかを予想して決めている。全国の医療費の発生状況において、レセプト1枚（1人/月）で最高1億円を超えるものが発生している事例があり、これと同レベルの支払いがは発生しても支障がないよう少なくとも1億円を超える値を計上するようにしている。別途積立金から不足分を、持ってこようとする、予算変更となり厚生局への届出が必要となり、予算執行が一時的に滞るので、繰越金としている。

八木議員：前期高齢者納付金の算出基準はどうなっているのか。

事務長：前期高齢者納付金は、前々年度の前期高齢者が使用した医療費で決まる。当健保の前期高齢者の扶養率は1%にも満たないが、平均的な健保の前期高齢者の扶養率は15%となっている。簡単にいうと、当健保の前期高齢者が使用した医療費の1.5倍が、前期高齢者納付金となる。

八木議員：前期高齢者納付金は将来的には増えるのか。

前川議員：60歳で再雇用後、退職し、任継継続者（満期2年）になったとしても、前期高齢者（65歳以上～74歳未満）が、急増することにはならない。また、被保険者だけではなく、被扶養者が関係することなので、予想がつかないが、増えることはあっても減ることはない。

八木議員：準備金と別途積立金の違いは。

事務長：準備金は法令で決まっている積立金。納付金の1ヶ月分、法定給付費の2ヶ月分を積み立てることになっている。別途積立金は、これ以外の余剰資金を積み立てたもの。

これ以上の質疑はなく、採決の結果、全員が賛成し可決された。


これを以て、会議の目的である議題はすべて完了したので、「議長」は午後2時30分閉会を宣した。


8 議決した事項及び賛否の数

平成30年度事業報告に関する件	(第1号議案)
賛成 14名 反対 0名	
平成30年度収入支出決算に関する件	(第2号議案)
賛成 14名 反対 0名	
平成30年度決算残金処分について	(第3号議案)

賛成 14名 反対 0名

令和1年7月30日

(議長) 前川 秀志 

(署名議員) 大上 敏行 

(署名議員) 小泉 真司 